(六)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数 0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	乙	丙
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
27,000	27,100	2,880	2,645	2,430	2,215	2,000	1,780	1,565	1,350	9,830	1,202
27,100	27,200	2,905	2,665	2,450	2,230	2,015	1,800	1,585	1,370	9,880	1,221
27,200	27,300	2,925	2,680	2,465	2,250	2,035	1,820	1,600	1,390	9,930	1,239
27,300	27,400	2,945	2,700	2,485	2,270	2,050	1,835	1,625	1,410	9,990	1,257
27,400	27,500	2,965	2,720	2,500	2,285	2,070	1,860	1,640	1,425	10,050	1,276
27,500	27,600	2,985	2,740	2,520	2,305	2,095	1,875	1,660	1,445	10,100	1,294
27,600	27,700	3,005	2,760	2,540	2,320	2,110	1,895	1,680	1,460	10,150	1,313
27,700	27,800	3,025	2,780	2,555	2,345	2,130	1,915	1,695	1,480	10,200	1,331
27,800	27,900	3,050	2,800	2,580	2,365	2,150	1,930	1,715	1,500	10,250	1,349
27,900	28,000	3,075	2,830	2,600	2,385	2,170	1,950	1,735	1,520	10,300	1,368
28,000円		3,090	2,840	2,610	2,395	2,180	1,960	1,745	1,530	10,350	1,386
28,000円を超え32,000円に満たない金額		28,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち28,000円を超える金額の23.483％に相当する金額を加算した金額								10,350円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち28,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額	1,386円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち28,000円を超える金額の20.42％に相当する金額を加算した金額
32,000円		4,030	3,780	3,550	3,335	3,120	2,900	2,685	2,470		2,203
32,000円を超え57,000円に満たない金額		32,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,000円を超える金額の33.693％に相当する金額を加算した金額									2,203円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,000円を超える金額の24.504％に相当する金額を加算した金額
57,000円		12,455	12,205	11,975	11,760	11,545	11,325	11,110	10,895	22,200	8,329
57,000円を超え118,500円に満たない金額		57,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額								22,200円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,000円を超える金額の45.945％に相当する金額を加算した金額	8,329円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,000円を超える金額の33.693％に相当する金額を加算した金額
118,500円		37,575	37,325	37,095	36,880	36,665	36,445	36,230	36,015		29,050
118,500円を超える金額		118,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち118,500円を超える金額の45.945％に相当する金額を加算した金額									29,050円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち118,500円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額

(七)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数 0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	乙	丙
以上	未満	税額								税額	税額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに50円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を、上の各欄によって求めた税額から控除した金額	—

(注)　この表における用語については、次に定めるところによる。

(一)　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二)　「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考)　税額の求め方は、次のとおりである。

(一)　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、

(1)　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　当該申告書により申告された扶養親族等（当該扶養親族等が所得税法第百九十四条第四項に規定する国外居住親族（(4)において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この(一)において同じ。）の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　(2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、同法第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二)　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。）については、

(1)　(2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった場合には、当該申告書により申告された扶養親族等（当該扶養親族等が所得税法第百九十五条第四項の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）の数に応じ、その申告された扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2)　その給与等が所得税法第百八十五条第一項第三号に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

第三種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日